

宮古島市庁舎における夕方市（アララガマ市）
～料理人の魂を味わおう!!～
出店者募集要項

1. 本事業の目的

新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言等の延長に伴い、営業自粛中の市内飲食店を支援し、島内の消費喚起を行う。

2. 実施方法

宮古島市役所の庁舎の一角を利活用し、車両等による飲食物の販売を行う。

A区画：車両販売用 12店舗（1店舗あたり約11㎡）

B区画：テーブル販売用 4店舗（1店舗あたり約4㎡）

3. 募集期間

・令和3年7月14日（水）9:00 ～ 令和3年7月16日（金）12:00

4. 出店期間

・令和3年7月19日（月）～ 緊急事態宣言等の期間

・準備時間 16:30～17:00

・営業時間 17:00～19:30（片付け含む）

5. 出店対象

宮古島市内の飲食店

6. 出店料

無料

7. 営業方法

車両からの販売もしくはテーブル等を設置しての販売（持参によるもの）。

8. 出店資格要件

下記条件を全て満たす法人又は個人とする。

- 1) 本市において保健所の営業許可を有するもの。
- 2) 本市において店内に飲食するスペースを有する飲食店で、新型コロナウイルス対策緊急事態宣言における営業自粛要請等に応じているもの。
- 3) 下記注意事項を遵守するもの。

9. 注意事項

- 1) 原則、当該場所にての調理は禁ずるものとし、販売品は各自の店舗にて調理したものを持参するものとする。
- 2) 宮古島市庁舎管理規則に基づき火器の使用は禁止とする。なお、保温機器等の使用により温めは可とする。
- 3) 周りの店舗に迷惑となるような行為を禁ずる（大音量を流しての広告宣伝等）。
- 4) アルコール類の販売は不可とする。
- 5) 飲食物以外販売は不可とする。
- 6) 販売に必要なテーブル、イス等は出店者にて準備する。
- 7) 近隣店舗とのトラブルには市は一切関与しない。尚、双方の話し合いにより解決出来ない場合は、両店舗とも当該場所での出店許可を取り消すものとする。

10. 出店者選定の方法

- 1) 出店を希望する方は、別途様式により出店申請書を提出すること。なお、申込は1人（1社）につき1店舗とし、複数箇所への応募は認めない。
- 2) 募集締め切り後、宮古島市観光商工部内において出店資格要件の審査を行い決定する。なお、出店枠を超過する申請があった際には、本市による抽選にて候補者を決定する。
- 3) 出店の辞退等がでた場合には、抽選後の次点繰り上げを行う。
- 4) 申請者数が定員に満たない場合でも本事業の目的にそぐわない場合は、出店できないことがある。
- 5) 審査および抽選は本市にて厳正に行うものとし、公開しないものとする。

11. 審査結果

審査の結果は、令和3年7月16日（金）17:00より本市HPにて告知する。

12. 提出書類等

- 1) 提出期間 令和3年7月14日（水）9:00～令和3年7月16日（金）12:00
- 2) 提出場所 宮古島市観光商工部 観光商工課
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地2F
- 3) 提出部数 申請書1部、営業許可証
- 4) 提出方法 持参、メール又は郵送（**提出期限必着**）
Mail : syoukou@city.miyakojima.lg.jp
- 5) 問合せ先 観光商工課 73-2690